福島原発事故損害賠償愛知弁護団についてのご案内

～設立目的～
福島原発事故により、主に愛知県に避難している被災者が被った被害について、東京電力株式会社に対して適正な損害賠償を請求・実現することを目的とします。

〇弁護団メンバー
弁護団長　細井士夫
副弁護団長　堀龍之
事務局長　藤田哲
その他構成員　愛知県弁護士会所属の有志の弁護士

〇対象者
愛知県，三重県，岐阜県などの愛知県近郊に避難されている方
（区域外避難者の方もご相談下さい）

〇活動内容
1　個別の法律相談
面談や電話での相談に対応します。
2　損害賠償請求の代理
代理人として，東電への賠償請求の手続を行います。
3　説明会や出張相談会
最新の情報を提供します。各市町村への出張相談会も企画します。

お気軽にご相談下さい

よくあるご相談例
①自分は区域外避難者だけど，損害賠償請求はできないのですか？
②安易に直接請求をしない方が良いと聞きましたが，本当ですか？いつ，どのように，請求したら良いですか？
③自分が考えている請求したいことは，東電の書類には何も書かれていないのですが，請求は出来ないのですか？
・・・など

〇弁護士費用について
1　相談料　何回でも無料
2　受任する場合
①預かり実費　成人1人1万円
（同一世帯の場合，2人目からは1人5000円。未成年者は無料）
②成功報酬
得られた賠償金額を基準に，下記の区分に従い算定
・直接請求の場合：3%
・ADRの場合：5%
・訴訟の場合：10%

連絡先　(052)508-5601
ブナの森法律事務所（弁護団受付）

弁護団HP　http://www.bunanomori-law.com/fukushima/index.html
（「原発弁護団　愛知」でグーグルにて検索）

原発被害者弁護団愛知　ニュース第1号

2012年2月

愛知県近郊にお住まいの被害者の皆様へ
　原発被害者弁護団愛知では、今月から定期的にニュースを発行し、原発事故の損害賠償についての最新情報をお届けすることになりました。
　すべての被害者の方の完全賠償を目指して、少しでも皆様のお役に立てればと、弁護団のメンバー一同心から願っております。
　ご不明なこと、詳しく聞いてみたいことがありましたら、どうぞ遠慮なく私たちまでご相談ください。

原発紛争解決センター（＝原発ADR）について

原発紛争解決センターとは？（略称「センター」）

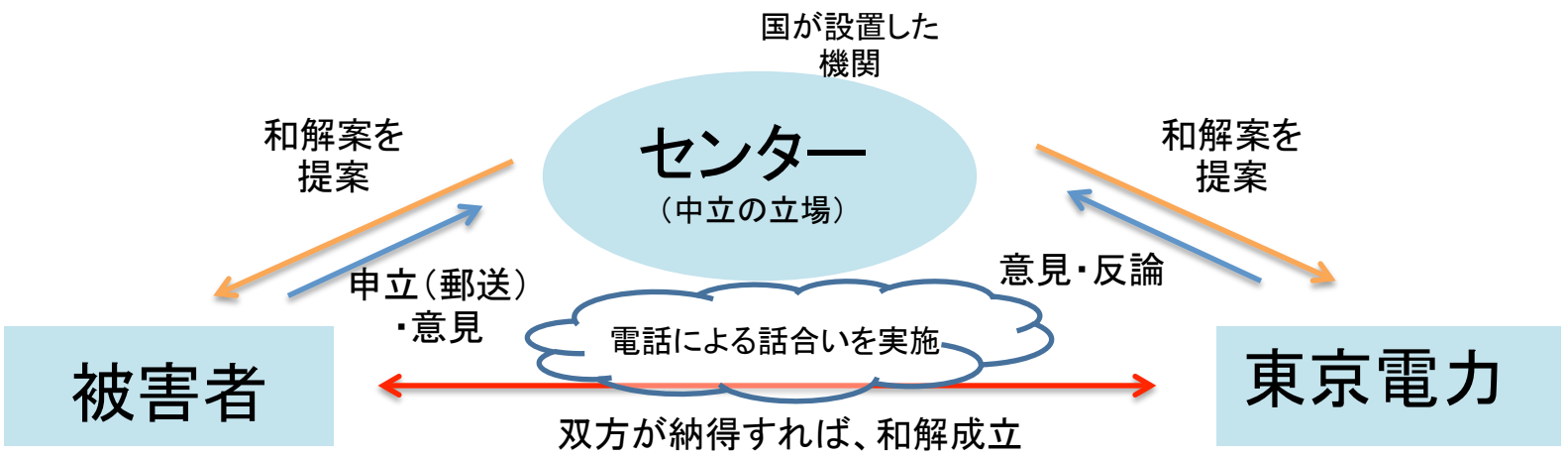

申立方法
・所定の申立書に記入　もしくは
・「やさしい申立書」に記入
⇒　弁護団にお問い合わせ下さい

費用
・センターに払う費用はなし
・弁護団に依頼して請求する場合は和解成立により受け取った金額の5%が成功報酬となります。

ニュース　その1　☆センターが注目の和解案を提案☆

◎ある申立事件について、センターから注目すべき和解案が提案されました。東電は、建物の損害の一部など和解案の一部を認めたものの、大筋において和解案を拒絶し踏みにじる対応をしています。
　次回のセンターの話し合いの期日は、2月下旬に設定されています。今後の動向に注目が集まります。

【和解案の概要】
・使用ができなくなった建物の損害を認める
・生活費の増加分を認める
・賠償金は内払いとして支払うべき
・基準以外の慰謝料を認める

【評価できる点】
・建物の損害が現時点で認められたこと
・内払いとしての扱いをすることで、追加での請求が可能となり、仮払い補償金の控除も認められない
・弁護士費用についても3%を認めたこと

【不十分な点】
・中間指針よりは増額したものの、慰謝料は決して十分なものではない

ニュース　その2　☆センターが和解の基準を公表☆

◎センターが、独自の和解基準を公表しました。今後は、中間指針を大原則としながらも、和解基準に乗っ取って、個別の事件について和解案が示されることになります。

【和解基準の概要】
・第2期以降の慰謝料も10万円
（中間指針では第2期以降は5万円）
・財産の損害についても早期の賠償を求める
（東電は財産的な賠償を保留にしてきた）
・自主避難区域からの避難者に対しても、一定の場合には、避難費用や休業損害などの賠償を認める
（中間指針追補では、一律8万円もしくは40万円という額しか認められていない）

★こんな方は特にセンター申立をお勧めします★
①自主避難区域から避難されてきた方
→8万円、40万円という定額の賠償金以外にも、避難費用、立入費用、休業損害などの賠償が得られる可能性が高まりました。
②避難指示区域に自宅などの不動産をお持ちの方、賃貸住宅に家具家電を残してきた方
→一定の賠償が得られる可能性が高まりました。
★上記以外の方でも、個別事情により、申立により、直接請求より有利な賠償が得られる可能性があります。詳しくは、ご相談下さい。

東電への直接請求について

◎自動車の賠償が始まりました。東電によると、

①警戒区域内の自動車であること
②以下のいずれかに該当すること
・管理ができなくなったことにより故障した自動車
・基準値を超える放射線量が検出され、持ち出しができない自動車
・警戒区域内にあるため、使用を放棄して既に抹消登録をした自動車

⇒上記①②の条件を満たす自動車が対象とされています。

賠償金額：車両価格＝第三者機関の評価による（同車種・同年式の中古車の市場価格）
＋その他諸費用（抹消登録にかかった費用など）

※注意！
これは、あくまでも、東電が現時点で賠償を行う自動車の対象範囲を定めているにすぎません。
この条件に合致しない自動車について、賠償が認められない、というものではありません。

★一般的な損害賠償の考え方★
原発事故による汚染により使用が出来なくなった自動車については、警戒区域内外に関わらず、賠償されるべきです。
ただし、東電が今後も自発的に賠償をしようとしない場合には、汚染された事実を、被害者側が積極的に証明していく必要があります。

弁護団の活動について

弁護団　Q&A
Q　弁護団に依頼することが前提じゃないと、相談はできないのですか？
⇒A　いいえ。
「自分が記入した東電の請求書類を見てもらいたい」
「すでに直接請求で賠償金を受け取っているけど、十分な賠償が得られているのか確認したい」
など、どんな相談にもお答えします。
「センターについて詳しく知りたい」
「センターに自分で申し立ててみようと思うけど申立書に何を書いたら良いか分からない」というご相談などでも、もちろん大丈夫です。
※お子さまのいらっしゃる方、交通の不便な場所にお住まいの方へ
ご自宅への出張相談にも対応します。まずは、お気軽にお電話下さい。

最近の活動内容
①1月28日説明会
多くの方にご参加頂きました。ADRの最新の情報や、メリット・デメリットについて、ご説明しました。
※当日配布した資料をご希望の方はおっしゃって下さい。お送りします。
②交流会への参加
各地での交流会に交替で参加しています。お気軽にお声かけ下さい。
③紛争解決センター申立準備
3月～4月にかけて、数件の申立を予定しています。運用の実態について最新の情報を入手できるようになります。
④各地での出張相談会
5月以降、名古屋市近郊の市町村において、出張相談を定期的に開催していく予定です。

発行者：原発被害者弁護団愛知　～どんなことでもご相談下さい～
連絡先：052－968－7535（ブナの森法律事務所）
http://www.bunanomori-law.com/fukushima/
（「原発弁護団」「愛知」などのキーワードで検索して下さい）

原発被害者弁護団愛知　ニュース第2号

2012年4月

愛知県近郊にお住まいの被害者の皆様へ

　原発被害者弁護団愛知は、すべての被害者の方の適正かつ完全な賠償を目指して、活動しております。

　ご不明なこと、詳しく聞いてみたいことがありましたら、どうぞ遠慮なく私たちまでご相談ください。

原紛センター（原発ADR）　第１号事件の和解を受けて

新聞などでも大きく報道されましたが、原紛センターでの第1号事件の和解が成立しました。この和解を受けて、本号と次号では、残された課題について取り上げます。まずは、不動産と慰謝料について、解説します。

（※和解案の骨子については、愛知県弁護士会ニュース3月号をご覧ください。）

不動産

- 問題①賠償の対象となる範囲は？
  - 第1号事件では、警戒区域内の住宅が問題となりました。
  - その他の区域の不動産についてはどのような賠償が認められるのか、区域外の不動産についてはどのような請求が可能なのか、については、今後の検討課題です。
  - さらに、現在、政府の方針により新たな区域設定がなされており、その内容が最終的に定まるまでは見通しが立ちにくい状況にあります。
  - 弁護団では、少なくとも、申立の段階では線引きをせずに、区域の内外に関わらず、不動産の価値相当分の賠償を求めていく方針でいます。
- 問題②どのようにして算定？
  - 不動産の賠償を請求するとして、その価値をどのように算定するのか、は残された課題です。
  - 固定資産評価額や路線価などをベースにする算定方法や土地収用の際の算定方法などが考えられます。
  - 弁護団では、現時点では、個別の事案に応じて選択していく方針でいます。

慰謝料

- 問題①増額が認められる場合とは？
  - 第1号事件では、月額10万円という定額賠償の他に、一人50万円の上乗せが認められました。
  - どのような事情があれば、増額が認められるのか、という点について、センターは独自の基準を公表しています。具体的には、重度の障害を有していたり、妊娠中であったりするために、避難生活に適応することが通常よりも困難な場合、家族との別離があり二重生活を強いられている場合などです。
  - もっとも、これらはあくまでも具体例に過ぎず、それぞれの個別事情について主張をしていくことが必要となります。
  - 弁護団では、個別の事情を丁寧に聞き取らせていただき、どのような点を強く主張すべきかを検討していきます。
- 問題②区域外避難の場合は定額賠償のみなのか？
  - この点について、センターがどのような対応に出るのかは必ずしも明らかではありません。
  - 弁護団では、区域で線引きすることはせずに、区域内の方と同様に個別の事情を丁寧に主張し、慰謝料を請求していく方針です。

☆　弁護団の活動のお知らせ　☆

①交流会への参加予定
4月14日交流会（一宮）・・・複数名の弁護士が出席します。

②出張相談会の企画
5月12日＠豊田市、5月27日＠小牧市で、それぞれ説明会&相談会を企画しています。ご家族連れでご参加頂けるように準備を進めております。
また、相談会場にお越し頂くことが難しい方にどのようなご対応が取れるかについても、検討しております。
詳細につきましては、決まり次第、お知らせします。

発行者：原発被害者弁護団愛知　～どんなことでもご相談下さい～
連絡先：052－508－5601（ブナの森法律事務所）　※番号が変わりました
http://www.bunanomori-law.com/fukushima/
（「原発弁護団」「愛知」などのキーワードで検索して下さい）